



# 佐賀県公報

平成16年  
9月13日  
(月曜日)  
第 12506号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 第一条中「二十一世紀に向けての」を削る。  
第二条各号を次のように改める。  
一 一般枠

#### イ 市町村

- ロ 一部事務組合、広域市町村圏協議会、二以上の市町村で構成される協議会等

#### ハ 市町村が主体となり組織する実行委員会等

- 二 民間団体（二以上の団体が一体となつて取り組むものに限る。）

#### 二 地域活動活性化枠

#### イ 民間団体

- 第三条第二項第一号中「したもの」の下に「（地域活動活性化枠のはじめの一歩部門を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する補助事業のうち、地域活動活性化枠に係る補助事業は次のとおりとする。

- 一 はじめの一歩部門 補助事業者が自主的な地域づくり活動を新たに始めるための準備活動

#### 二 地域づくり活動部門 補助事業者が新たに又は新たな段階に発展させて

- 取り組む自主的な地域づくり活動

- 第四条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 補助率及び補助金の額は、別表第一のとおりとする。

- 第四条第三項を削る。

- 別表の備品購入費の項中「ただし、」の次に「~~一歳未満の子供~~」を加え、「~~補助事業~~」の次に「~~及び地域活動活性化枠に係る補助事業~~」を加え、同表の事前調査、出演交渉等に要する経費の項中

### ● 佐賀県告示第五百八十六号

焱博記念地域活性化事業費補助金交付要綱（平成九年佐賀県告示第三百八十号）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月十三日

## 別表第2（第4条関係）

事業区分	補助率	補助金の額
一般枠	10分の8以内	2,000万円以内
地域活動 活性化枠	(1)はじめの一歩部門	10分の10以内 10万円以内
	(2)地域づくり活動部門	10分の10以内 50万円以内

備考 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

「しかし、同表の次に次の一表を加える。」

「ただし、地域活動活性化枠のはじめの一歩部門における事前調査に必要な経費を除く。」

に改め、同表を別表第

様式第一号の別紙一を次のように改める。

(別紙1) (一般枠用)

## 事業計画書

事業名	
事業主体	
事業の目的	
事業内容	(開催日) (開催場所) (実施項目・具体的な内容)
広報宣伝計画	
観客誘致計画	
協賛計画	
予想される成果・効果	
その他特記事項	

(別紙1) (地域活動活性化枠用)

## 事業計画書

事業部門	はじめの一歩部門・地域づくり活動部門（いずれかを「○」で囲む）
事業名	
事業主体	
事業の目的	
事業内容	(活動期間) (活動場所) (実施項目・具体的な内容)
活動スケジュール	
予想される成果・効果	
その他特記事項	

様式第一号の別紙一中「市町村負担金」を「市町村負担金（一般枠のみ）」に改める。  
様式第三号の別紙一を次のように改める。

(別紙1) (一般枠用)

## 事業実績書

事業名	
事業主体	
事業内容	
(開催日)	
(開催場所)	
(実施項目・具体的な内容)	
事業実施の成果・効果	
今後の事業展開（活用方針）	
その他特記事項	

(別紙1) (地域活動活性化枠用)

## 事業実績書

事業部門	はじめの一歩部門・地域づくり活動部門(いずれかを「○」で囲む)
事業名	
事業主体	
事業内容	(活動期間) (活動場所) (実施項目・具体的な内容)
活動経過	
事業実施の成果・効果	
今後の事業展開(活用方針)	
その他特記事項	

様式第三号の別紙二中「市町村負担金」を「市町村負担金（一歳齢の外）」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年度分の補助金から適用する。

#### ●佐賀県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大川野クリニック	伊万里市大川町大川野三一四三番地一	平成一六・七・一
くわはら歯科医院	佐賀市呉服元町一〇番一一号	平成一六・七・三

#### ●佐賀県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十六年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
上野産婦人科医院	佐賀市大財二丁目四番一〇号	平成一六・七・一
平 山 医 院	伊万里市山代町久原二八八八番地 一 伊万里市大川町大川野三三六〇番地	平成一六・五・二五

#### ●佐賀県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があつた。

平成十六年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

永 石 整 骨 院	施 術 機 関 名	所 在 地	廢 止 年 月 日
多 久 市 北 多 久 町 多 久 原 二 九 七 ○ 番	地	多 久 市 北 多 久 町 多 久 原 三 五 ○ 一 番	平成一六・七・一五

#### ●佐賀県告示第五百九十一号

児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日	平成十六年八月十九日	佐賀県知事 古川 康
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	伊万里市山代町久原二八八八番地 一 伊万里市大川町大川野三三六〇番地	



三四、五二四六、五二四七、五二五四、五二六一、字向ノ平五二七九、五二九〇、五三〇一の一、五三〇七、五三三四の一、五三三八、五三四七の一、五三四七の三、五三四七の四、五三五六、五三五八の一、五三五八の二、五三六三の一、字柴原五三六八、五三六九、五三七三、五三八一の一、五三八一の三、五三八五の一、五三八五の三、五三八八の一、五三九六の一、五四〇三、五四〇六から五四一一まで、五四一四、五四一八、鹿島市大字山浦字大野丙二九九七、丙三〇二七の一、丙三〇二七の二、丙三〇三九の二四、丙三〇三九の四三、丙三〇三九の一三四、字丸木庭丙三二七四の八七、字四方坂丙三五九八の一、丙三五九八の二、丙三五九八の一六、丙三六一六、丙三六一九、丙三六四〇の一、丙三六四〇の二

## 二 指定の目的

### 水源のかん養

#### (一) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

佐賀市金立町大字金立字五本黒木一五四二の二

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成十六年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

#### (一) 保安林予定森林の所在場所

康

鹿島市大字三河内字持平戊二三〇、戊二三一の一、戊二三一の二、字蕪谷己七〇一の一、字水無谷己七九七の一、己七九八の一、己八〇一の二、

己八一七、己八二〇、己八二二の一、己八二二の二、己八三七、己八三八

の一から己八三八の三まで、己八四〇、己八四四、己八四五の一、己八四五の二、己八四六の一、己八四六の三、己八四八の一から己八四八の三まで、己八四九の一、己八四九の三、己八五〇、己八五一の一から己八五一

の三まで、己八五二、己八五三の一、己八五三の三、己八五五、己八五六

の三、己八五六の一、己八五七、己八五八、己八六一の一、己八六一の二、

己八六四、己八六五、己八六六の一、己八六九の一、己八六九の三、己八

六九の四、字勘場己八八四、己八八七の一、己八八七の二、己八八八の二、

己八九四、己八九五の一、己八九五の二、己九〇八、己九一〇、己九一二

の一、字硯石己九三三から己九三五まで、己九三七、己九三八、己九四〇、

己九四二、己九四四の一、己九四七、己九四九、己九五二から己九五四ま

で、己九五五の一、己九五五の二、己九五六の一、己九五六の二、己九五

七の一、己九五七の二、己九五九、己九六〇、己九六二から己九六四まで、

己九六八、己九七〇から己九七三まで、己九七七の一、己九七七の二、己

九七九の一、己九七九の二、西松浦郡西有田町大木字立石甲一七四七から

甲一七四九まで、甲一七五〇の一、甲一七五〇の二、甲一七六五の一、甲

一七六五の一四、甲一七六五の一七、字部子甲一七九二の三、甲一七九二

の一七、甲一七九二の三八、甲一七九二の三九

#### ● 佐賀県告示第五百九十五号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

#### (二) 指定の目的

##### 水源のかん養

#### (三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

神埼郡神埼町大字志波屋字三の角二三三三四の三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課並びに鹿島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ● 佐賀県告示第五百九十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年九月十三日

一(一) 保安林予定森林の所在場所

佐賀県知事 古川康

神埼郡東脊振村大字石動字一本杉四、五、六（次の図に示す部分に限る。）

、七

(ア) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

佐賀郡富士町大字市川字植木二一三一、字菜萸二四八七から二四八九まで、二四九四、二四九六、二五〇四、二五〇八、東松浦郡厳木町大字広瀬字谷口二八六四の一、二八六五の一、二八六五の二、二八六六の一、二八六六の二、二八六七、二八六八の一、二八六八の二、二八六八の七、二八六九の一、二八六九の二、二八七〇の一、二九五一の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

回<sup>ル</sup>

(「次の図」及び「次のふねの」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土の  
べつ本部森林整備課及び関係町村役場に備え置きて総覽に供する。)

### ●佐賀県知事第五百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、  
厳木町の区域内の字の区域を次のふねの変更する旨、同町長からの届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二  
第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公示が  
あつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年九月十一日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の 名称	同上に縦入する 区域
大字浪瀬字蛭原	大字浪瀬字一ノタヌ大五の地域の道路
大字浪瀬字一ノタヌ	大字浪瀬字蛭原ノ七六の一部及びノ七八ノ四の一部並びに れんに伴う水路の区域

### ○ 銃砲刀剣類取締法

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第6号）第5条の3の規定により、  
獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成16年9月13日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

### ○ 講習会

1 初心者講習会の開催日時及び場所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通  
省九州地方整備局長の都市計画事業を認可した旨の告示があったので、同法第  
66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年9月13日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画流通業務団地造成事業 鳥栖流通業務団地

2 施行者の名称

佐賀県

3 事務所の所在地及び名称

鳥栖市元町1234番地1 鳥栖土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 烏栖市幡崎町字牛相、字平田及び字クヌイ、姫方町字百々田、  
字堀田、字蓮原、字草葉、字官の前、字牛田及び字川原田、原  
町字長田及び字牛田並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内  
使用の部分 鳥栖市幡崎町字牛相、字前田及び字平田並びに姫方町字百々  
田、字神水川、字栗内、字堀田、字蓮原及び字川原田地

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成16年11月26日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

開 催 日 時	場 所
平成16年10月13日（水曜日） 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成16年11月12日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成16年12月17日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎

### 3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする人を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空氣銃の所持の許可を更新しようとする人を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会に関する問い合わせ先  
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課（電話・代表0952-24-1111・内線3166）又は各警察署の生活安全課に問い合わせてください。

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月十三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日  
西 部 印 刷 企 画 (株)